

## 社会福祉審議会の概要

### 1 社会福祉審議会とは

社会福祉に関する事項を専門家の立場から調査・審議するために都道府県並びに政令市及び中核市に設置されるもので、各福祉事業に関する事項を調査し、市長の諮問に対して答申を行い、関係行政機関への意見も具申することにより、市民の福祉向上に寄与することを目的として設置されるものです。

### 2 審議会の所管事項

社会福祉に関する事項

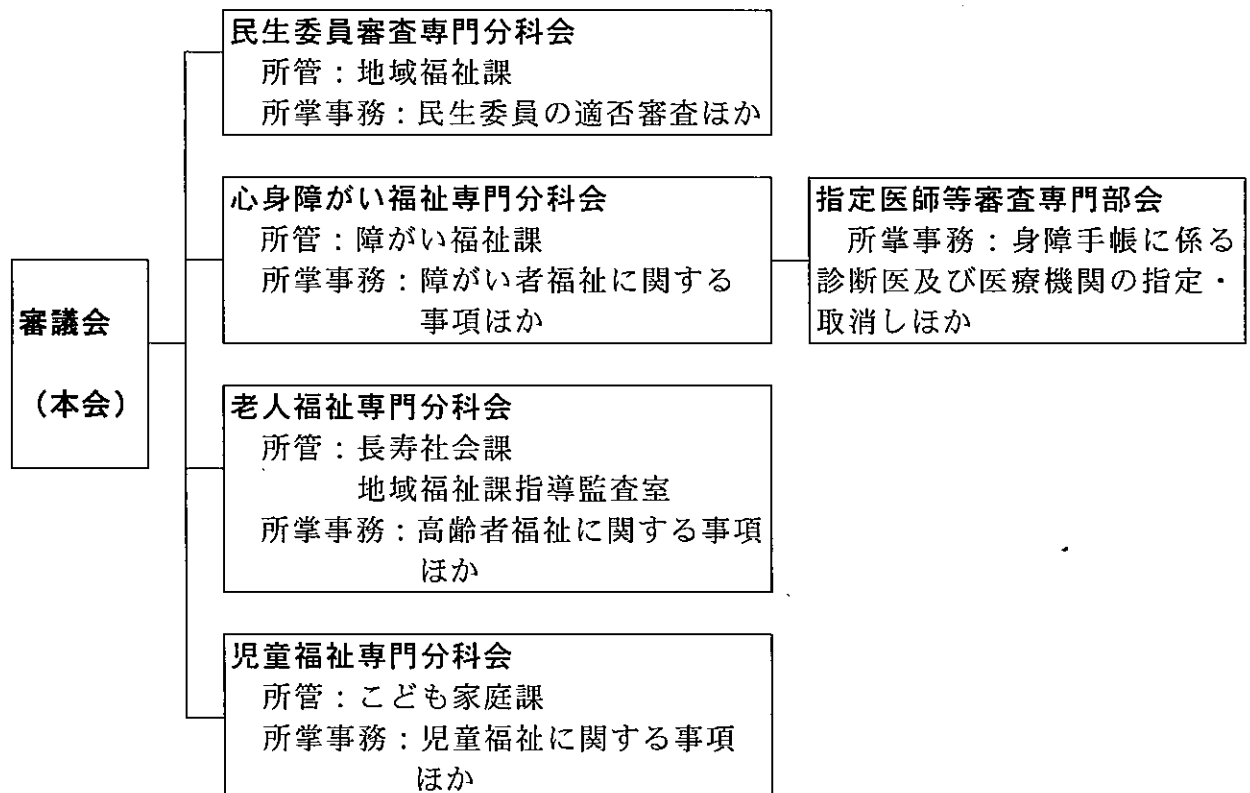
＜具体的な審議事項＞

- ・社会福祉法人の設立認可に係る審査
- ・社会福祉施設（障がい者施設、特別養護老人ホーム等）の整備に係る審査
- ・社会福祉法人が作成する社会福祉充実計画(地域公益事業を行う場合)に係る意見
- ・社会福祉に関する各種計画策定に係る意見

### 3 審議会の組織

社会福祉審議会の所掌事項は、福祉全体にわたるため、より深く調査・審議するための「専門分科会」及びその専門分科会内に「部会」を設置します。委員は、いずれかの分科会に所属いただきます。また、部会は、委員・臨時委員で構成されます。

委員は、市議会の議員、社会福祉事業に従事するもの、学識経験者のうちから任命させていただきます、任期は3年です。



### 4 審議会の公開

審議会等の会議は、法令その他に定めがある場合その他会議の運営上支障がある場合などを除き、原則として公開としています。

別表

1 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否等に関する事項を調査審議すること

※法令に基づく調査審議事項

項 目	根拠法令
市長が厚生労働大臣に民生委員を推薦する場合における民生委員推薦会の推薦者に対する意見	民生委員法 第5条第2項
市長が民生委員推薦会の推薦者が適当でないと認めるときに、推薦会に民生委員の再推薦を命じる際の意見	民生委員法 第7条第1項
上記において推薦会が再推薦をしないときに、市長が適当と認める者を定め、厚生労働大臣に推薦する際の意見	民生委員法 第7条第2項
市長が民生委員の解嘱を厚生労働大臣に具申する際の同意	民生委員法 第11条第2項
審議会が民生委員の解嘱を審査する際の本人への事前通告	民生委員法 第12条第1項

2 心身障がい福祉専門分科会

障がい者の福祉に関する事項を調査審議すること。

障がい児の福祉に関する事項を調査審議すること。

・指定医師等審査専門部会

※法令に基づく調査審議事項

項 目	根拠法令
身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書を作成する医師の指定に係る意見	身体障害者福祉法 第15条第2項
上記指定医師の取消しに係る意見	身体障害者福祉施行令 第3条第3項
身体障害者手帳の交付申請の却下に係る意見	身体障害者福祉施行令 第5条第1項
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定に係る意見	障害者総合支援法 第59条第1項
指定自立支援医療機関（育成医療・厚生医療）の変更に係る意見	障害者総合支援法 第64条
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の取消に係る意見	障害者総合支援法 第68条第1項

3 老人福祉専門分科会

高齢者福祉に関する事項を調査審議すること。

※法令に基づく調査審議事項

項 目	根拠法令
市長が老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター等の事業の制限または停止を命じる場合の意見	老人福祉法 第18条の2第3項
市長が養護老人ホーム、特別養護老人ホームの事業の廃止命令、設置許可を取り消す場合の意見	老人福祉法 第19条第2項

#### 4 児童福祉専門分科会

児童福祉等に関する事項を調査審議すること。

※法令に基づく調査審議事項

項 目	根拠法令
母子家庭等の福祉に関する事項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第7条
母子保健に関する事項	母子保健法 第7条
市長が地域型保育事業の認可を行う場合の意見	児童福祉法 第34条の15第4項
市長が保育所の設置の認可を行う場合の意見	児童福祉法 第35条第6項
設備・運営が最低基準に達せず、かつ有害と認められる児童福祉施設の事業停止命令を市長が行う場合の意見	児童福祉法 第46条第4項
市長が認可外児童福祉施設の事業停止・施設閉鎖命令を行う場合の意見	児童福祉法 第59条第5項
市長が幼保連携認定型こども園の認可を行う場合の意見	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項
市長が幼保連会型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令を行う場合の意見	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第21条第2項
市長が幼保連会型認定こども園の認可の取り消しを行う場合の意見	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第22条第2項
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を定める場合の意見	子ども・子育て支援法 第77条第1項第1号及び第2号
子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときの意見	子ども・子育て支援法 第77条第1項第3号
子ども・子育て支援事業計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議	子ども・子育て支援法第77条第1項第4号
母子福祉資金貸付金の貸付中止時の意見	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条